

議第 43 号

下呂市文化財保護条例の一部を改正する条例について

下呂市文化財保護条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。

令和 5 年 2 月 24 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

下呂市の登録文化財について新たに規定するため、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市文化財保護条例の一部を改正する条例

下呂市文化財保護条例（平成16年下呂市条例第169号）の一部を次のように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| <p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第3条）</p> <p>第2章 有形文化財（第4条—第11条）</p> <p>第3章 無形文化財（第12条—第17条）</p> <p>第4章 民俗文化財（第18条—第21条）</p> <p>第5章 記念物（第22条—第25条）</p> <p>第6章 <u>登録文化財（第26条—第27条）</u></p> <p>第7章 <u>下呂市文化財審議会（第28条—第33条）</u></p> <p>第8章 雑則（第34条）</p> <p>附則</p> <p><u>第6章 登録文化財</u> <u>（登録）</u></p> <p><u>第26条 教育委員会は、市の区域内に存する文化財（この条例の規定により指定された文化財を除く。）のうち、保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを当該文化財の所有者又は権原に基づく占有者（以下この章において「所有者等」という。）若しくは当該文化財の保持者、保持団体、技芸者又は技芸団体（以下この章において「保持者等」という。）の申請に基づき、又はその同意を得て下呂市登録文化財（以下「市登録文化財」という。）として登録することができる。</u></p> <p><u>2 市登録文化財の種別は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>（1） 下呂市登録有形文化財</u></p> <p><u>（2） 下呂市登録無形文化財</u></p> | <p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第3条）</p> <p>第2章 有形文化財（第4条—第11条）</p> <p>第3章 無形文化財（第12条—第17条）</p> <p>第4章 民俗文化財（第18条—第21条）</p> <p>第5章 記念物（第22条—第25条）</p> <p>第6章 <u>下呂市文化財審議会（第26条—第31条）</u></p> <p>第7章 雑則（第32条）</p> <p>附則</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>(3) <u>下呂市登録有形民俗文化財</u></p> <p>(4) <u>下呂市登録無形民俗文化財</u></p> <p>(5) <u>下呂市登録史跡、下呂市登録名勝又は下呂市登録天然記念物</u></p> <p>3 <u>教育委員会は、前項の規定による登録をするときは、その旨を公示するとともに、所有者等又は保持者等に通知しなければならない。</u></p> <p>4 <u>第1項の規定による登録は、前項の規定による公示のあった日からその効力を生ずる。</u></p> <p>5 <u>教育委員会は、第1項の規定による市登録文化財の登録をしたときは、所有者等又は保持者等に登録証を交付しなければならない。</u></p> <p><u>(登録抹消)</u></p> <p>第27条 <u>市登録文化財がその保存及び活用のための措置を講ずる必要がなくなった場合、市内に所在しなくなった場合、その他特別な事由があるときは、教育委員会は、その登録を抹消することができる。</u></p> <p>2 <u>市登録文化財の保持者等が心身の故障のため保持者又は技芸者として適当でなくなったと認められる場合、構成員の異動のため保持団体又は技芸団体として適当でなくなったと認められる場合、その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、その登録を抹消することができる。</u></p> <p>第7章 下呂市文化財審議会</p> <p>第28条・第29条 (略)</p> <p>(審議会への諮問)</p> | <p>第6章 下呂市文化財審議会</p> <p>第26条・第27条 (略)</p> <p>(審議会への諮問)</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p><u>第30条</u> 教育委員会は、次に掲げる事項については、あらかじめ審議会に諮問しなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>市登録文化財の登録及びその登録の抹消</u></p> <p>第8章 雑則</p> <p><u>第34条</u> (略)</p> | <p><u>第28条</u> 教育委員会は、次に掲げる事項については、あらかじめ審議会に諮問しなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>第7章 雑則</p> <p><u>第32条</u> (略)</p> |

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

【参考資料】

下呂市文化財保護条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

下呂市の登録文化財について新たに規定するため、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

(1) 目次中に登録文化財の章を加えます。

(目次関係)

(2) 下呂市登録文化財の登録、登録抹消についての条文を追加します。

(第 26 条、第 27 条関係)

(3) 下呂市文化財審議会の諮問内容に、下呂市登録文化財の登録及びその登録の抹消の号を加えます。

(第 28 条関係)

(4) この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行します。

(附則関係)

